

「特定非営利活動法人石巻アーカイブ」 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、「特定非営利活動法人石巻アーカイブ」と称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

2 理事会の議決により従たる事務所を石巻市及び他の地域に置くことができる。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この法人の目的は、以下の事業を行い、石巻地方の歴史的文化的醸成と歴史的資料の継承に寄与する事を目的とする。

(1) 東日本大震災により消失・損壊した歴史的資料および現存する資料の半永久的再保存と資料所有者間の情報交換による各種情報を提供することにより、石巻地域住民への文化振興と歴史的価値観の醸成を目的とする。

(2) 現存または今後表出される歴史的資料の市民レベルでの保存と活用により、住民への郷土愛の育成と子孫への継承を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行なう。

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(3) 観光の振興を図る活動

(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(6) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①資料収集・データ化・データ貸出事業

②展示・講演事業

(2) その他の事業 (収益事業)

①編集出版事業

第3章 会 員

(会員種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体。
- (2) 賛助会員は、この法人の目的に賛同して協賛及び支援を行う個人、法人及び団体。

(入会)

第7条 この法人の会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 この法人の主旨に賛同し入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の取得と喪失)

第9条 会員は入会申込書及び入会金が、この法人に受理された時より会員資格を取得する。

2 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の勧告及び総会において正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、諸規定等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 公序良俗に反する行為をしたとき。

(会費の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費およびその他の金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類と定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3 名以上 10 名以内
- (2) 監 事 1 名以上

理事のうち、1 人を代表理事、1 人以上を副代表理事とする。

(役員を選任)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはいけない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を補佐する。
- 4 代表理事は、必要あるとき、会務を処理する事務局と事務局長をおくことができる。
- 5 理事は理事会を構成し、この定款及び理事会の議決に基づき、業務を執行する。
- 6 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に正しく意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第 16 条 役員任期は2年とする、ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員増員及び欠員補充)

第 17 条 役員の増員は理事会の勧告及び総会の議決によりこれを決定する。

- 2 理事のうち、その定数の 3 分の 1 を越える欠員が生じた場合は遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第 18 条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会において正会員の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 公序良俗に反する行為をしたとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は総会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(事務局長・職員)

第 20 条 この法人に、事務局長およびその他の職員をおくことができる。

- 2 この法人の事務局長は代表理事が任免し、事務局職員は、事務局長が任免する。

(顧問・相談役)

第 21 条 この会は、理事会の議決を得て顧問・相談役を置くことができる。ただし、顧問・相談役については総会での表決権を有しない。

第 5 章 総 会

(総会の種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

(総会の構成)

第 23 条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 活動部会は、代表理事以下担当理事その他の理事及び正会員、賛助会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 24 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更修正
- (2) 事業計画案及び活動予算案の議決並びにその変更修正
- (3) 事業報告及び活動決算、入会金、会費等の金額
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 解散、合併に関する議決
- (6) 事務局の組織及び運営に関する事項

(7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集 議長 定足数)

第26条

- (1) 総会は、前条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。
 - (2) 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - (3) 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法で、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 2 会議の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。
- 3 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決 表決権等)

第27条 総会における議決は、前条第1項第3号の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 正会員の表決権は平等なるものとする。
 - (1) やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - (2) 前項の規定により表決した正会員は、前条第3項及び本条第1項並びに次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - (3) 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記する）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされる場合は次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ①総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ②前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - ③総会の決議があったとみなされた日
 - ④議事録作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、代表理事以下その他の理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は以下の事項について議決する。

- (1) この定款で定める運営に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 活動部会の事業活動に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集 議長 定足数)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法で、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。
- 5 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決 表決権等)

第 33 条 理事会における議決事項は、前条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議決は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事の表決権は平等なるものとする。

(1) やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

(2) 前項の規定により表決した理事は、前項及び次条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(3) 理事会の表決について、特別の利害関係を有する理事はその表決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 34 条 理事会の議事録については、総会の規定を準用する。

第 7 章 資産・事業計画等

(資産の構成)

第 35 条 この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 事業収益

(5) その他の事業収益

(6) 雑収入

(資産の区分)

第 36 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産およびその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 37 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 38 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第 39 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の決議を経なければならない。

第 8 章 定款の変更 解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁（宮城県知事）の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 48 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業成功の不能

(3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 49 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人または石巻市に譲渡する。

（合併）

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑 則

（細則）

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 **定款の施行開始日** この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 **設立当初の役員と任期** 設立当初の役員は次に掲げる者とする。任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から翌事業年度末とする。

代表理事 小野寺 豊
副代表理事 邊見 清二
理 事 鈴木 紀男
理 事 菊田 貞吾
監 事 本間 英一

- 3 **設立当初の事業年度** 設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から 2018 年 3 月 31 日とする。

- 4 **設立当初の事業計画及び活動予算** この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 **会費（年額）は次に掲げる金額とする。** この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、以下に掲げる金額とする。

会費（年額）

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 個人正会員会費 | 6,000円 |
| (2) 法人・団体正会員会費 | 12,000円 |
| (3) 個人賛助会員会費 | 3,000円以上 |
| (4) 法人団体賛助会員会費 | 6,000円以上 |